

日本大学国際関係学部とニューヨーク州立ストーニーブルック大学間の
協力に関する覚書に基づく学生交換に係る合意書

協力に関する覚書第2条に基づき、学生の交換を促進するため、次のとおり合意する。

- 1 交換留学生の留学期間は、1年間又は1学期間とする。
- 2 毎年の留学生の交換人数は、前年度の2月1日までに相互の合意により決定する。両校は、互恵平等の精神に基づき、本覚書の有効期間終了までに双方同数の学生を交換するものとする。
- 3 交換留学生の選抜は、派遣校において行うものとする。但し、受入校は入学許可基準を満たさない学生について、入学を拒否することができる。
- 4 交換留学生に係る必要書類は、秋学期入学については3月15日までに、春学期入学は、前年の10月15日までに受入校宛に送付するものとする。
- 5 受入校は、交換留学生のために宿舍手配の便宜を図るものとする。宿舍費用は、交換留学生の負担とする。
- 6 受入校は、交換留学生の学費を免除し、適切な時期に留学生が負担すべき諸費用を学生側に連絡する。
- 7 交換留学生は、受入校の指示に従い健康保険に加入する。
- 8 交換留学生は、留学期間中、各自が在籍する課程により、受入校の正規課程の授業に出席する。
- 9 交換留学生は、受講条件を満たし、かつ受講人数に余裕があるかぎり、受入校にて開講されるすべての授業コースの中から受講コースを選択できる。
- 10 交換留学プログラムによる留学生は、受入校の学位は取得できない。
- 11 日本大学からの交換留学生は、ニューヨーク州立大学のすべてのキャンパスで授業を受ける資格を有する。ストーニーブルック大学の国際交流事務局がその便宜を図るが、最終的には受入先となる各々のキャンパスの承認を必要とする。
- 12 交換留学生からの申し出があれば、受入校は、海外留学プログラム終了時

に、派遣校に対し受入校での学生の公式な成績表を送付する。

- 13 両校は、相手校における留学生の学業成績を評価し、それぞれの学則に従い単位を認定する。
- 14 交換留学を希望する学生数に不均衡が生じた場合、両校は、上記の交換留学プログラムに追加して、ストーニーブルック大学の学生が日本大学で学習し、日本大学の学生がストーニーブルック大学で学習する海外研修プログラムを実施することに合意する。海外研修プログラムに参加する学生には、上記の第6条学費の免除以外のすべての条件が適用される。海外研修参加者は、両校で合意した費用を負担する。受入校における海外研修参加者の研修経費は、受入校の経費収受の手続きに従い支払う。
- 15 この合意書は、協力に関する覚書と同じ有効期間とし、双方の書面による合意があれば修正可能とする。本合意書に含まれていない事項については、協力に関する覚書によるものとする。

日本大学国際関係学部
学部長

ニューヨーク州立
ストーニーブルック大学
国際交流担当責任者



佐藤 三武朗

2009年10月28日



ウィリアム・アレンズ

09年12月02日

日本大学総長

ニューヨーク州立
ストーニーブルック大学学長



酒井 健夫

2009年10月30日



サムエル・スタンレ, ジュニア

12年9月09日